

質問書に対する回答

(工事名) 横浜環状南線 釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 28-22 撤去工 (3) 施工、防護柵工 (GR-C-4E) 処分方法について	残存物件としないでよろしいのでしょうか。関係法令等に従い適切に処分するとありますが、法令に準じているのでスクラップ処分してもよろしいでしょうか。	撤去工 防護柵 (G r - C - 4 E) については、特記仕様書 28-22 (3) 施工に示すとおり貴社の施工計画及び関係法令に従い適切に処分してください。 なお、法令に準じたスクラップ処分は可能とお考えください。
2	特記仕様書 28-22 撤去工 (3) 施工、立入防止柵 A, B 処分方法について	残存物件としないでよろしいのでしょうか。関係法令等に従い適切に処分するとありますが、法令に準じているのでスクラップ処分してもよろしいでしょうか。	撤去工 立入防止柵 A, B については、特記仕様書 28-22 (3) 施工に示すとおり貴社の施工計画及び関係法令に従い適切に処分してください。 なお、法令に準じたスクラップ処分は可能とお考えください。
3	特記仕様書 28-22 撤去工 (3) 施工、仮橋工 A について	設置する覆工板はリース品とする。そのリース期間についてご教示願います。	リース期間については貴社の施工計画に基づき、撤去工 仮橋工 A の施工に必要な期間をお考えください。